

川崎市一般廃棄物処理業に係る審査基準及び標準処理期間に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、一般廃棄物処理業の許可に係る、川崎市行政手続条例（平成7年条例第37号）第5条に規定する審査基準及び同条例第6条に規定する標準処理期間を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この指導基準における用語の定義は、法の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (2) 再資源化 一般廃棄物のうち有用なものの全部又は一部を再生資源（原材料又は燃料として利用できるものをいう。）又は再生品として利用することができる状態にするをいう。
- (3) 再生施設 法第8条第1項の許可に係る一般廃棄物処理施設又は法第15条の2の5に規定する届出がなされた産業廃棄物処理施設であって、処理後に生じるものを再生利用（全部又は一部を原材料として利用することをいう。）できる状態にする機能を有するもの又は燃料として売却できる状態にする機能を有するものをいう。
- (4) 熱回収施設 法第8条第1項の許可に係る一般廃棄物処理施設又は法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設であって、熱回収（廃棄物であって燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することをいう。）の機能を有するものをいう。

(審査基準)

第3条 一般廃棄物収集運搬業に係る審査基準は次のとおりとする。

- (1) 市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- (2) 申請内容が川崎市一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- (3) 施設に係る基準は、規則第2条の2第1号のほか、次のとおりとする。
 - ア 運搬車を2車以上保有すること。
 - イ 申請者は市内に住所を有するもの（法人にあっては、市内に事務所又は営業所を有するもの）であること。ただし、食品循環資源の再生利用等、市の指定処理施設以外で再生利用を目的とした処理を行う事が適当であると認められた一般廃棄物、又は実験動物の死体等、市の指定処理施設以外で処理を行うことが必要と認められた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合は、この限りでない。
- (4) 申請者の能力に係る基準
 - ア 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有する基準として、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (ア) 川崎市主催の一般廃棄物処理業者講習を受講していること。
 - (イ) 上記(ア)の修了者に付いては、申請者が法人である場合には、代表者若しくはその業務を行う役員、又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者、申請者が個人である場合には、当該者又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者であること。

ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

(ウ) 業務に従事するものは3人以上とし、事務所には常に連絡が取れるための人員を配置すること。

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること

(5) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌのいずれにも該当しないこと。

2 一般廃棄物処分業に係る審査基準は次のとおりとする。

(1) 市による一般廃棄物の処分が困難であること。

(2) 申請内容が川崎市一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3) 施設に係る基準は、規則第2条の4第1号のほか、次のとおりとする。

ア 次のいずれかに該当する処理施設を有していること。

(ア) 再資源化のための処理施設であり、次のいずれかに該当すること。

a 再生施設

b 法第15条の3の3第1項の認定を受けた者が設置している当該認定に係る熱回収施設であって、次のいずれにも該当する焼却施設

(a) 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の許可を受けているもの又は法第15条の2の5に規定する届出がなされたもの

(b) 木くずに係る法第14条第6項に規定する産業廃棄物処分業の許可を有している者が設置している当該許可に係るもの

(イ) 事業系一般廃棄物(焼却対象物)の施設搬入に関する取扱要綱第10条に規定する「事業系一般廃棄物の受入基準」に適合させることを目的とした減量化・減容化を図るための処理施設

イ 原則として、移動式の施設でないこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合はこの限りではない。

(ア) 処分を行う場所が、当該一般廃棄物の排出事業場内であること。

(イ) 当該一般廃棄物を、固定式の処分を行う施設へ運搬し、処分するより、排出事業場内で処分を行うことが、明らかに合理的であると認められること。

(ウ) 一般廃棄物を排出事業所内で処分を行うことが、環境保全上安全であること。

(4) 申請者の能力に係る基準

ア 一般廃棄物の処分を的確に行うに足る知識及び技能を有する基準として、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 川崎市主催の一般廃棄物処理業者講習を受講していること。

(イ) 上記(ア)の修了者に付いては、申請者が法人である場合には、代表者若しくはその業務を行う役員、又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者、申請者が個人である場合には、当該者又は川崎市内を事業活動の範囲とする事業場の代表者であること。

ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

イ 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること

(5) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌのいずれにも該当しないこと。

(標準処理期間)

第4条 一般廃棄物処理業の許可申請に係る標準処理期間は、70日間とする。

ただし、不備な申請を補正するための期間、申請後に申請内容を変更する期間及び施設

の建設に必要な期間は、これに含まないものとする。
附則

(施行期日)
第1条 この規程は平成26年10月1日から施行する。